

丸亀市告示第 1103 号

次のとおり制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号。以下「規則」という。）第 7 条及び丸亀市制限付き一般競争入札事務取扱規程（平成 17 年訓令第 45 号。以下「規程」という。）第 3 条の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 9 日

丸亀市長 松 永 恭 二

個別項目

1	工事名	城西ポンプ場長寿命化工事その 5
2	工事場所	丸亀市新浜町一丁目地内
3	工事種別	機械器具設置工事
4	工事概要	<p>汚水ポンプ等更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ No.4 汚水ポンプ更新 1 台 ・ No.3,4 汚水ポンプ用吐出弁更新 2 台 ・ No.4 汚水ポンプ用逆止弁更新 1 台 ・ No.1,2 床排水ポンプ更新 2 台
5	工期	契約締結日から令和 7 年 3 月 25 日まで
6	予定価格	85,140,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
7	落札者の決定方法	<p>①落札者の決定方法については、総合評価落札方式（簡易型 B タイプ）により落札者を決定する（詳細は本市ホームページの入札・契約内の「総合評価方式の手引き」及び工事ごとに別途添付する資料を参照のこと）。</p> <p>②この入札について、低入札価格調査制度による低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準（失格基準）を設ける（詳細は本市ホームページの入札・契約内）。</p> <p>③予定価格の制限の範囲内をもって入札をした者のうち、総合評価落札方式により最も評価値の高い者を落札者とする。ただし、低入札価格調査基準価格に満たない金額で入札を行った場合は、低入札価格調査を実施し、契約内容に適合した履行がされると判断された場合に落札者とする。なお、数値的判断基準（失格基準）に満たない金額で入札をした者については、失格とする。</p> <p>④低入札価格調査基準価格は入札後に公表する。</p> <p>⑤①及び③の落札者は、本工事(②)の落札者とはなれないものとする。</p> <p>⑥重複応募は可とする。</p> <p>※個別項目 7 で示す①、②、③は下記のとおりとする。</p> <p>①丸亀市告示第 1102 号</p>

		<p>「丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事」</p> <p>③丸亀市告示第 1103 号</p> <p>「城西ポンプ場長寿命化工事その 5」</p> <p>©令和 6 年 4 月 1 日指名通知（令和 6 年 4 月 16 日開札）</p> <p>「城西ポンプ場長寿命化工事その 6」</p>
8	支払条件	<p>①前払金 ※請負代金の 10 分の 4 以内とする。(10 万円未満の端数は切捨てるものとする。)</p> <p>②中間前払金（市建設工事の中間前金払に関する取扱要領の要件に該当する場合に限る。)</p> <p>③完成払</p> <p>なお、①から②については、必要であれば、市へ請求することができる。</p>
9	入札参加資格	<p>単体企業で、共通項目で示す入札参加資格要件のほか、次の①から④に掲げる要件を全て満たすもの。</p>
	①格付等	<p>下記の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 丸亀市の令和 6 年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において、機械器具設置工事に登載されている者。</p> <p>(2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 16 条の規定による施工体制が構成される者。</p>
	②地域要件	<p>香川県内に法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有すること。</p> <p>※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準（丸亀市のホームページでご確認ください。）」に基づき、入札に参加できないものとする。</p>
	③施工実績	<p>下記の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、代表者又は出資比率が 20%以上の構成員に限る。）としての施工実績があること。</p> <p>(1) 平成 21 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、入札参加確認申請書の提出までに引渡し完了した工事であること。</p> <p>(2) 下水処理場又は下水道法上のポンプ場において、口径 200mm 以上のポンプ設置工事であること。</p>
	④技術者の配置	<p>下記の要件を満たす技術者（入札日において当該入札参加者と 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。</p> <p>(1) 法第 26 条の規定による監理技術者又は主任技術者の資格を有する者（機械器具設置工事業に係るものに限る。）。</p>
10	入札参加申請	
	①申請書類	<p>(1) 入札参加資格確認申請書（規程様式第 1 号）（以下「申請書」という。）</p>

		(2) 入札参加資格確認資料（規程様式第 2 号及び第 3 号）（以下「資料」という。） (3) 申請書及び資料に添付を求めている書類
	②申請方法	原則として、 <u>かがわ電子入札システムにより提出</u> すること。 （(3)申請書及び資料に添付を求めている書類のみ、共通項目 2 に記載する場所へ事前に連絡の上、紙で提出することもできる。） ただし、丸亀市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあつては、(1)から(3)を全て紙により提出することができる。なお、 <u>この場合、運用基準に該当するかどうかの審査を行うので、入札参加申請締切り（令和 6 年 4 月 16 日）までに余裕を持って、共通項目 2 に記載する場所まで連絡すること。</u> ※なお、下記③の期間内に、(1)から(3)の全ての書類が提出されない場合、申請は受け付けることはできない。
	③受付期間	令和 6 年 4 月 9 日から令和 6 年 4 月 16 日まで（かがわ電子入札システム稼働時間中。ただし、最終日は午後 3 時まで）とする。
11	入札参加資格の決定	令和 6 年 4 月 19 日までに、かがわ電子入札システムにより通知する。 ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者に対しては、規程様式第 4 号入札参加資格確認通知書をもって通知する。
12	入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明	
	入札参加資格が認められなかった者は、その理由について市長に対して、説明を求めることができる。	
	①方法	<u>かがわ電子入札システムにより提出</u> すること。 ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあつては、持参により提出することができる。
	②期限	令和 6 年 4 月 22 日まで（17 時 15 分までのかがわ電子入札システム稼働時間中。持参の場合は注 1。）
	③回答	令和 6 年 4 月 24 日までにかがわ電子入札システムにより通知する。 ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者に対しては、書面で通知する。
13	設計図書の閲覧	
	①期間	令和 6 年 4 月 9 日から令和 6 年 5 月 14 日まで
	②場所	○ <u>かがわ電子入札システム 入札情報サービス</u> https://dennyu.pref.kagawa.lg.jp/PPI_P/
14	質疑	
	①方法	<u>かがわ電子入札システムにより提出</u> すること。

		ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあつては、持参により提出することができる。
	②期限	令和 6 年 4 月 26 日まで（17 時 15 分までのかがわ電子入札システム稼動時間中。持参の場合は注 1。）
	③回答閲覧期間	令和 6 年 5 月 7 日から令和 6 年 5 月 14 日まで、かがわ電子入札システム（かがわ電子入札システム稼動時間中）において閲覧に供する。 ただし、紙入札事業者にあつては、丸亀市役所本館 4 階庶務課（注 1）において閲覧できるものとする。
15	現場説明会	実施しない。
16	入札	<u>かがわ電子入札システムで行う。</u> ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた入札者にあつては、持参により提出することができる。この場合は、個別項目 16①に記載する日時及び個別項目 17②に記載する場所に持参すること。
	①期間	令和 6 年 5 月 13 日 8 時から令和 6 年 5 月 14 日 17 時までのかがわ電子入札システム稼動時間中とする。
17	開札	<u>かがわ電子入札システムで行う。</u> なお、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた入札者がある場合は、先に紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札システムによる入札書の開札を行う。
	①日時	令和 6 年 5 月 16 日 9 時以降告示番号順に行う。
	②場所	丸亀市役所 4 階庶務課
18	その他	本工事は、「丸亀市週休 2 日工事実施要領」の規定に基づき実施する工事（発注者指定型）である。当初予定価格は月単位での 4 週 8 休を前提に経費の補正を行っており、達成できなければ実績に応じて減額補正を行う。

(注 1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。なお、受付時間は、8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。